2　老齢厚生年金の受給権者が被保険者、法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）、国会議員等又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下この項において「被保険者等」という。）となつた場合において、被保険者等となつた日の属する月以前の一年間（当該老齢厚生年金を受ける権利を取得した日前の期間に限る。）に期末手当の支給を受けたことがあるときは、速やかに、当該支給を受けた期末手当について前項各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

3　前二項の届書には、第一項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

（国会議員等の標準報酬月額に相当する額の変更の届出）

第三十二条の五　国会議員等である老齢厚生年金の受給権者は、第三十二条の三第一項第五号に掲げる額に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　変更のあつた年月日

五　変更後の第三十二条の三第一項第五号に掲げる額

2　前項の届書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

（国会議員等でなくなつたことの届出）

第三十二条の六　国会議員等である老齢厚生年金の受給権者は、国会議員等でなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　国会議員等でなくなつた年月日

（令第三条の六第一項第三号に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第三十二条の七　令第三条の六第一項第三号に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　議員報酬を月額として定めている地方公共団体　当該月額に一を乗じて得た額

二　議員報酬を月額以外の方法により定めている地方公共団体　当該地方公共団体の議員報酬の支給の実情を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

第三十三条の二中「及び障害厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。第四十七条の二の二第一項及び第二項、次章並びに第三章の三を除き、以下同じ。）」を加え、同条第四号中「当該給付」を「当該令第三条の七に掲げる給付」に改める。

第三十三条の三中「による老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を加える。

第三十四条第一項中「第三十八条第一項」の下に「若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第一項」を加え、同項第五号中「当該給付」を「当該令第三条の七に掲げる給付」に改め、同条第二項第二号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている老齢厚生年金に係るものを除く。）」を加える。

第三十四条の二中「同条」を「令第三条の七」に改め、同条第一項第四号中「当該給付」を「当該令第三条の七に掲げる給付」に改め、同条第二項第二号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給第三十五条第四項中「厚生労働大臣が指定する期限（以下「指定期限」という。）」を「指定期限」に改める。

第三十五条の三第一項中「場合であつて」の下に「当該特別支給の老齢厚生年金又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の」を加える。

第三十六条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、「なくて」の下に「、第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）」を加える。

第三十七条に次の一項を加える。

4　老齢厚生年金の受給権者が同時に法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する法による老齢厚生年金（以下「第二号等老齢厚生年金」という。）の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第三十八条に次の一項を加える。

3　老齢厚生年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第四十条の二第二項中「老齢厚生年金の年金証書（老齢厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）」を「年金手帳その他の当該受給権者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条に次の一項を加える。

6　老齢厚生年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届書の提出に相当する行為を行つたものとみなす。

第四十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　老齢厚生年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有していた場合において、当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つたときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第四十二条第一項中「法第五十四条の二第二項」を「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第五十四条の二第二項」に改め、同条第二項第二号中「障害厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第四十六条中「受給権者は、」の下に「当該障害厚生年金の」を加える。

第四十七条第二項中「障害厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第四十七条の二第一項第三号中「（以下この条及び第五十条の二において「障害厚生年金の年金証書等」という。）」を削り、同条第二項中「障害厚生年金の年金証書等」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第四十七条の二の二第一項中「厚生労働大臣」を「実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第四十九条の二中「同条」を「令第三条の七」に改め、同条第四号中「当該給付」を「当該令第三条の七に掲げる給付」に改める。